



環廃産第90-2号
平成15年2月13日

各都道府県知事・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律適用上の疑義について

標記について、別添のとおり当職あて照会のあったところ、別紙のとおり回答したところであるので了知されたい。

別紙

環産第90-1号
平成15年2月13日

千葉県環境生活部長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る疑義について（回答）

平成14年12月11日付け産廃第955号をもって御照会のありました標記について、
下記のとおり回答いたします。

記

いずれについても貴見のとおり解して差し支えありません。



別紙

産 廃 第 955 号
平成14年12月11日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長 様

千葉県環境生活部長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る疑義について（照会）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る事項について、別紙のとおり疑義が生じたので御教示くださるようお願いいたします。

担当

環境生活部産業廃棄物課

処理業班 中島

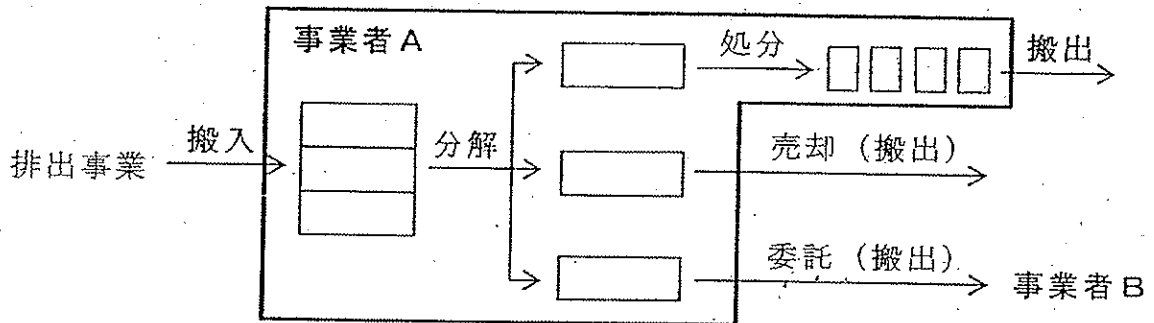
TEL 043-223-2655

FAX 043-221-5789

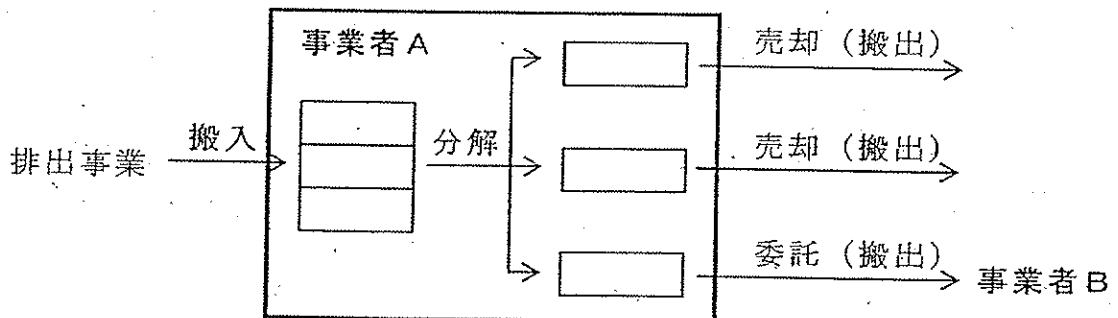
1. 廃自動車，中古パソコン等の解体業者に係る許可について

廃自動車，中古パソコン等（以下「廃品」という。）の解体業者は，廃品を次の①②の形態により処分している。

- ① 排出事業者から廃品を搬入し，分解後，再利用可能な部品を売却，残りのうち場内で処分できる部分を中間処分，処分できないものを他者に委託する。



- ② 分解後，処理施設は一切通さず，すべて売却及び処理委託する。



①については，受託内容たる処分を実施するための前処理として，分解を行い，売却できるものは売却し，自らが処分できないものは事業者 B に委託するものであるが，この場合，事業者 B に委託する廃棄物についても事業者 A が処分した後の産業廃棄物（中間処理産業廃棄物）との理解で良いか。

前記のとおり解される場合，事業者 A は中間処分の許可のみ取得すれば良いか。

②については，分解や選別は「物理的，化学的又は生物学的な手段によって変化を与える行為」には該当しないため処分には当たらず，搬入したものを処分せずにすべて搬出しているため，積替・保管を含む収集運搬業の許可のみを取得すれば良いか。

2. 混廃の処理に係る許可について

混廃を搬入し、選別後に一部を処分、残りを売却及び処分委託する場合は、前述1と同様（分解が選別に置き換わるだけ）と考え、中間処分の許可のみで対応できるものと解してよろしいか。